

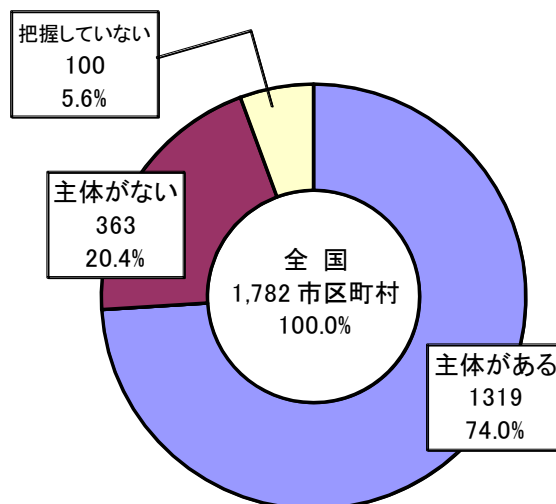
平成 21 年度農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査結果

平成 22 年 2 月 23 日公表

1 全国の市区町村における教育ファームの取組状況

全国の市区町村^{注1)}のうち、「市区町村内に教育ファーム^{注2)}の取組を行っている主体がある」と答えた市区町村は 74.0% (1,319 市区町村) と 7 割以上を占め、平成 19 年度の 65.4% (1,187 市区町村)、平成 20 年度の 68.7% (1,238 市区町村) と比べて増加している。

図1 教育ファームの取組を行っている主体がある市区町村数

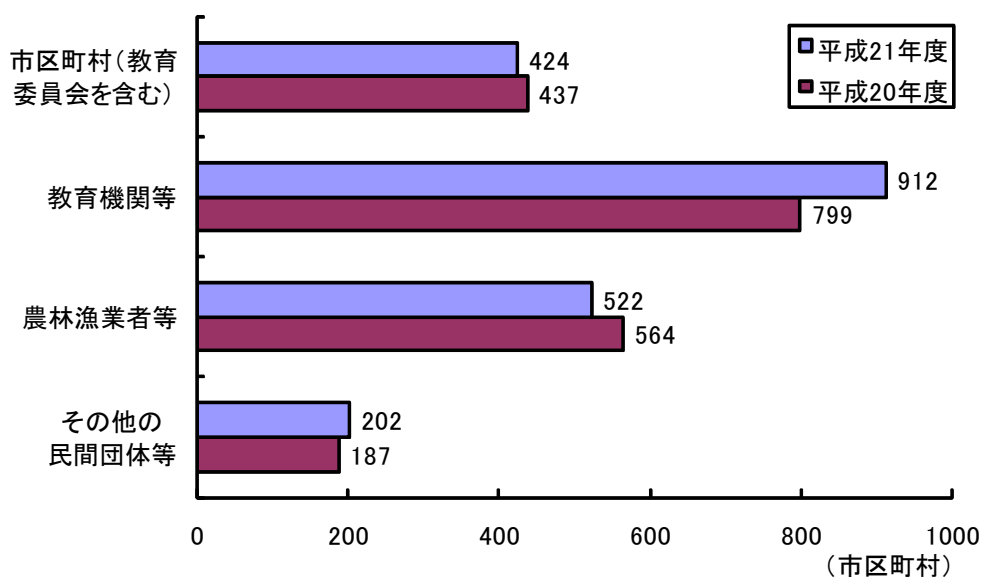


2 教育ファームの取組主体（複数回答）

1で「市区町村内に教育ファームの取組を行っている主体がある」と回答した 1,319 市区町村に対し、取組主体を尋ねたところ、最も多かったのは「教育機関等^{注3)}」の 912 市区町村で、前年度より 113 市区町村の増加となっている。

次いで、「農林漁業者等^{注3)}」が 522 市区町村、「市区町村（教育委員会を含む）^{注3)}」が 424 市区町村、「その他の民間団体等^{注3)}」が 202 市区町村となっている。

図2 教育ファームの取組を行っている主体別の市区町村数(複数回答)

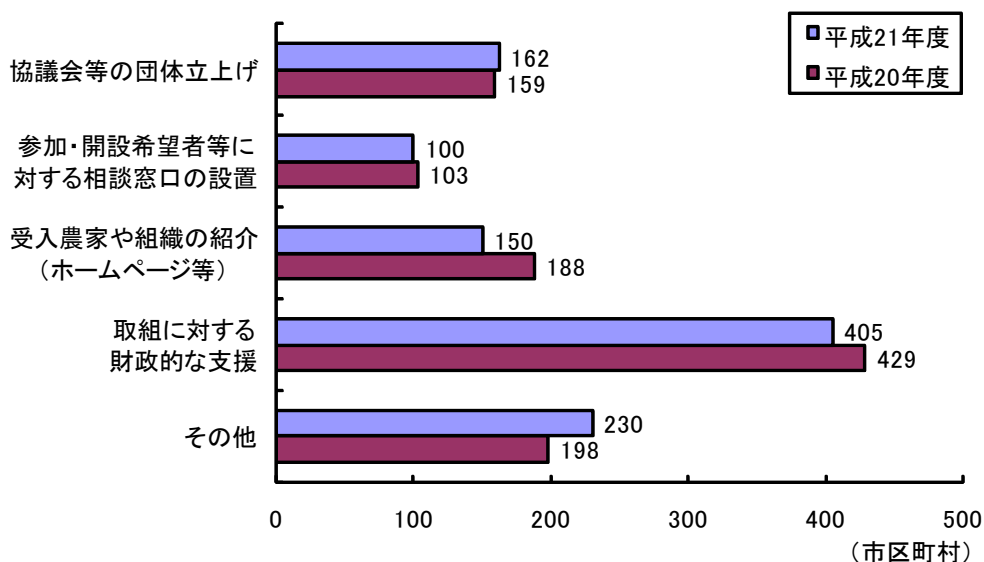


3 教育ファーム推進のために現在取り組んでいるもの（複数回答）

教育ファーム推進のために市区町村が現在取り組んでいるものとして、「取組に対する財政的な支援」の405市区町村が最も多くなっている。

次いで「協議会等の団体立上げ」が162市区町村、「受入農家や組織の紹介（ホームページ等）」が150市区町村、「参加したい者や開設したい者等に対する相談窓口の設置」が100市区町村となっている。

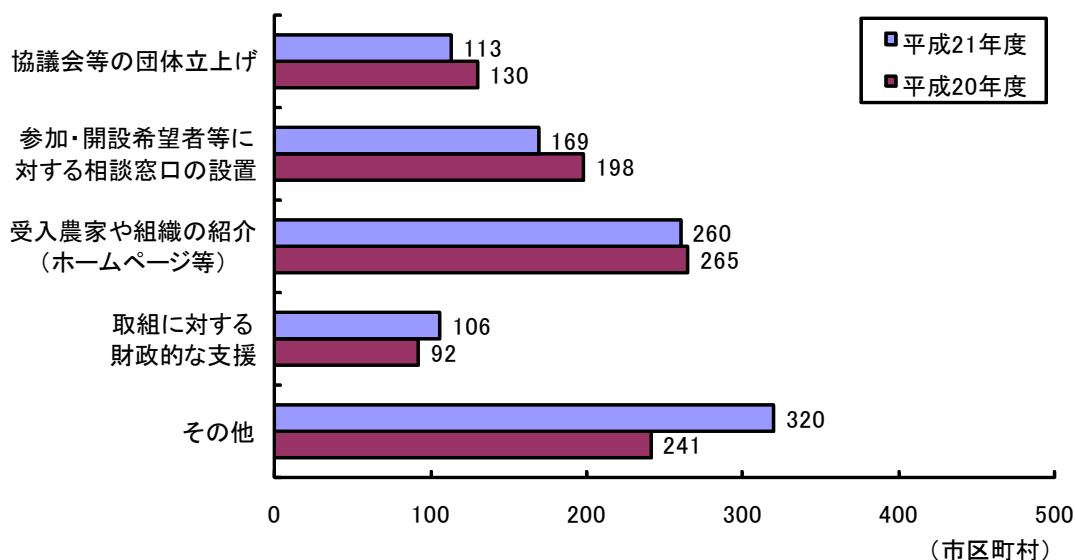
図3 教育ファーム推進のために現在取り組んでいるものがある市区町村数（複数回答）



4 教育ファーム推進のために今後新たに取り組みたいもの（複数回答）

教育ファーム推進のために市区町村が今後新たに取り組みたいものとしては、「受入農家や組織の紹介（ホームページ等）」が260市区町村、「参加したい者や開設したい者等に対する相談窓口の設置」が169市区町村、「協議会等の団体立上げ」が113市区町村、「取組に対する財政的な支援」が106市区町村となっている。

図4 教育ファーム推進のために今後新たに取り組みたいものがある市区町村数（複数回答）



5 教育ファーム推進のための計画を策定している市区町村数^{注4)}

教育ファーム推進のための計画を策定済と回答したのは 345 市区町村（19.4%）で、前年度の 166 市区町村（9.2%）と比較して増加している。

また、平成 21 年度内に策定予定と回答したのは 133 市区町村（7.5%）、平成 22 年度以降に策定予定と回答したのは 330 市区町村（18.5%）となっている。一方で、策定予定なしとする回答は 974 市区町村（54.7%）であり、前年度の 1,123 市区町村（62.3%）と比較して減少している。

表1 教育ファーム推進のための計画の策定状況

	市 区 町 村 数	策 定 済	平成21年度内に 策 定 予 定	平成22年度以降 に 策 定 予 定	策 定 予 定 な し
実 数	1 782	345	133	330	974
構 成 比 (%)	100.0	19.4	7.5	18.5	54.7

教育ファームとは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいう。

注1)：本調査は全国の 1,795 市区町村（平成 21 年 11 月 1 日現在）を対象に実施し、回答のあった 1,782 市区町村について集計した結果である。（回答率 99.3%）

注2)：本調査で把握する教育ファームの具体的な基準は、次の 1.～3.の通り。

1. 同一人物に対し、同一作物について 2 つ以上の作業を、年間 2 日間以上の期間をかけて行う。
2. 農林漁業者などの実際に業を営んでいる者が、参加者に対して指導を行っている。
3. 参加者は子どもから大人まで全世代を対象とし、年間受入れ人数が 5 名以上。

注3)

- ・市区町村（教育委員会を含む）：市区町村自らの取組の他、教育委員会等が主体となり教育ファームの取組を行っている場合も該当する。
- ・教育機関等：小・中学校、幼稚園、保育園が主体となった取組。
- ・農林漁業者等：農林漁業者のほか農林漁業関係団体等が主体となった取組。
- ・その他の民間団体等：NPO 等の市民団体のように、市区町村、教育機関等及び農林漁業者等以外の団体が主体となった取組。

注4)：教育ファーム推進のための計画には、市区町村の食育推進計画等の中に教育ファーム推進のための計画と同様の内容が含まれている場合を含む。教育ファーム推進のための計画についての詳細は、以下のホームページを参照。

●農林水産省/教育ファーム推進のための計画

http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/s_edufarm/plan.html